

飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響及び国際情勢の影響を受け、穀物相場高騰・円安の影響で配合飼料価格が高騰しており、配合飼料価格のセーフティネットである配合飼料価格安定制度の生産者負担積立金が増額していることから、畜産経営の収益悪化が危惧されている。

このため、県は、畜産経営を支援するため配合飼料価格安定制度の生産者負担の一部支援等を行い、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第197号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業の内容等)

第2条 この事業の区分は以下のとおりとし、事業の内容等は別表1に定めるとおりとする。

- (1) 配合飼料に対する支援
- (2) 単体飼料等に対する支援
- (3) 事務委託手数料

(交付申請書兼実績報告書兼交付請求書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条、第13条及び第16条の規定により交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとし、令和8年3月5日までに知事へ提出するものとする。

- (1) 令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実績書（様式第2号）
- (2) 令和7年度配合飼料価格安定制度加入契約内容及び単体飼料等購入実績書（様式第3号）
- (3) 令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実績書及び単体飼料等購入実績書（様式第4号）
- (4) 単体飼料等販売・納品証明書（様式第5号）
- (5) 令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業における参加申込書（様式第6号）
- (6) 暴力団排除にかかる誓約書（参考様式）
- (7) 補助金振込口座の通帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

ただし、(6)参考様式については、別途農林部で定める団体については提出不要とする。

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度から10年間整備保管しなければならないこととする。

(申請書の取下げのできる期限)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請書の取下げをすることのできる期限は、補助金の交付の決定を受けた日から15日を経過した日とする。

（補助金の交付決定及び確定）

第6条 この補助金は、規則第7条及び第14条の規定による補助金等の交付の決定の通知及び補助金等の額の確定を同時に行うことができるものとする。

（手続の併合）

第7条 規則第21条の規定により、規則第4条、第13条及び第16条の手続並びに規則第7条及び第14条の手続は、それぞれ併合して行うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この改正は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この改正は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

事業の区分	補助対象	補助額	事業実施主体	取組主体
(1) 配合飼料に対する支援	令和 7 年度配合飼料価格安定制度の年間加入契約数量	200 円／トン (定額)	農業協同組合、 一般社団法人長 崎県配合飼料価格安定基金協会	以下の要件をすべて満たすこと (1) 令和 7 年度配合飼料価格安定基金制度へ加入している畜産農家 (2) 生産コストの削減又は飼料自給率の向上に取り組んでいる畜産農家
(2) 単体飼料等に対する支援	令和 7 年 4 月から令和 8 年 2 月までに、長崎県内の農場で購入し同期間に納品された単体飼料及び配合飼料価格安定制度非加入農家が同期間に購入し納品された配合飼料等	200 円／トン (定額)	農業協同組合、 畜産農家	生産コストの削減又は飼料自給率の向上に取り組んでいる畜産農家

(2) 単体飼料等に対する支援は申請時までの購入・納品実績数量に対して支払いを行うものとする。

配合飼料価格安定制度で基金間移動を行った場合は、転出前・転入後それぞれの事業実施主体より加入契約数量を報告するものとする。

事業の区分	補助額	事業実施主体	補助対象戸数
(3) 事務委託手数料	2,400 円／戸以内 ただし、予算の範囲内とする。	農業協同組合、 一般社団法人長 崎県配合飼料価格安定基金協会	(1) 配合飼料に対する支援戸数と (2) 単体飼料等に対する支援戸数の合計。ただし、重複する戸数は除く。